

# 令和8年度 長崎市住民活動保険仕様書

## 1 保険期間

令和8年8月1日（土）16時00分から令和9年8月1日（日）16時00分まで

## 2 保険契約者

長崎市長 鈴木 史朗

## 3 用語の定義

- (1) 住民活動 住民団体が行う活動であり、社会奉仕活動、社会福祉活動、社会参加活動、社会教育活動及び社会体育活動（政治活動、宗教活動及び営利を目的とする活動を除く。）
- (2) 住民団体 長崎市内に活動拠点を置いて住民活動を行う団体で、長崎市（市民生活部自治振興課及び地域コミュニティ推進室）に届出がある団体（団体が主催する住民活動を共同で開催する団体を含む。）
- (3) 参加者 住民活動に参加する者（住民活動における単なる見物人、住民活動のサービスを単に受ける者を除く。）  
ただし、住民団体に登録のない者であっても、当該活動において参加していることを指導者等が認める者は含まれる。
- (4) 指導者等 住民団体において企画立案及び運営の指導的地位にある者又はこれに準ずる者

## 4 住民活動保険請求対象者

住民活動保険において、長崎市が保険請求を行う対象となる者は、参加者とする。ただし、参加者が死亡したときはその相続人とする。

## 5 住民数及び世帯数

住民数 383,154人

世帯数 204,669世帯

（令和8年3月31日現在の本市住民基本台帳に基づく）

## 6 住民活動保険の対象となる事故

### (1) 賠償責任事故

参加者が住民活動中に、参加者の過失により、第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、参加者が被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負う事故

### (2) 傷害事故

参加者が住民活動中に、急激かつ偶然な外来の事故で死亡し、又は負傷した事故（日射病、熱中症、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒による事故を含む。）

ア 住民団体が主催する住民活動中の事故

- (例)
- ・スポーツ大会、清掃活動等住民団体が主催し、住民団体の長が認めているもの。
  - ・くんち、ペーロン大会などの伝統行事
  - ・自治会役員会、行事打合せなど住民団体の長から動員要請された会議
  - ・自治会費の徴収その他住民団体の運営に係る業務中の事故

- ・連合自治会会議など、住民団体の長がその職として出席する会議  
(住民団体の長から委任された代理出席者を含む。)
- ・その他住民団体が主催する危険度の低い活動中の事故 など

イ 本市等から依頼された事業に従事中の事故

(例) ・市民大清掃、広報紙配布中、募金活動中、ポスター掲示中の事故 など

※ 上記(1)及び(2)のいずれの活動も、参加する目的をもって、最も合理的な経路により、その住居を出発し帰宅するまでの往復途上の急激かつ偶然な外来の事故であって、当該事故を客観的に証することができるものは、住民活動保険の対象となる活動とする。

## 7 保険内容等

保険内容		保険金	
賠償責任保険 (対人・対物共通)		1名・1事故・期間中 1億円以内	
傷 害 事 故	死亡した場合 (事故発生の日から180日以内に、その事故による傷害が原因で死亡したとき)	1人	300万円
	後遺障害が生じた場合 (事故発生の日から180日以内に、その事故による傷害が原因で後遺障害が生じたとき)	1人 最高	300万円
	入院した場合 (事故発生の日から180日までの入院を限度とする)	1人 日額	3,000円
	通院した場合 (事故発生の日から180日までの通院に対し、通院日数90日までを限度とする)	1人 日額	2,000円

## 8 その他

- (1) 保険料は、原則として契約時一括払いとし、住民数や世帯数の増減等に関わらず精算は一切行わないこととする。
- (2) 特殊な事例については、保険会社と長崎市との協議により決定する。
- (3) 原則として、診断書提出は不要とするが、入院・通院日数、保険金額等によっては、診断書その他必要書類の提出を求めることができる。
- (4) その他この仕様書に記載なき事項については、長崎市住民活動中の事故に対する給付事業取扱規定、普通保険約款、特別約款、特約条項及び契約書を適用する。
- (5) 住民団体が実施する住民活動は、長崎市内での活動に限定されないものとする。

## 9 引受保険会社の条件

当保険の引受会社は過去5箇年のうちに、金融庁の行政処分による登録取消し、業務停止命令

若しくは支払いに関する業務改善命令を受けていないものを条件とする。